

(仮訳)

2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号
「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会について」

連邦法「国家の防衛と国家安全保障にとっての戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」にしたがい、ロシア連邦政府は以下を定める：

1. 「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会」を設置する。
2. 添付の「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会規程」を承認する。
3. 連邦反独占局をロシア連邦における外国投資の実施を監督する権限を有する連邦行政機関と定める。
4. 連邦反独占局はロシア連邦経済発展省およびロシア連邦財務省と共同で、所定の手順により、ロシア連邦政府決定2004年4月7日付第189号「連邦反独占局についての諸問題」および2004年6月30日付第331号「連邦反独占局規程の承認について」の改正案を提出する。

ロシア連邦政府議長

V. プーチン

モスクワ

2008年7月6日

第510号

ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会規程
(2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号により承認)

1. ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会（以下、委員会と呼ぶ）は、連邦法「国家の防衛と国家安全保障にとっての戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」（以下、連邦法）に則り、国家の防衛と国家安全保障にとっての戦略的意義を有する事業体（以下、戦略的意義を有する事業体）に対する外国投資の実施を監督するために設置される。

2. 委員会は、ロシア連邦憲法、連邦基本法、連邦法、ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の文書、ならびに本規程にしたがって活動する。

3. 委員会の主要課題は、連邦法に基づき、戦略的意義を有する事業体に対する外国の投資家または外国の投資家の加わったグループ（以下、投資家グループと呼ぶ）の支配が確立することになる取引に事前承認を与える、さらに戦略的意義を有する事業体に対する外国の投資家または投資家グループの支配の確立を承認する、またはそれらの承認を拒否することである。

4. 委員会は自らに課された課題を実現するために、連邦法が定める手順と場合にしたいがい、以下の機能を果たす：

a) 戦略的意義を有する事業体に対する外国の投資家または投資家グループの支配が確立することになる取引や、連邦法が事前承認が必要と定めているその他の取引（以下、取引と呼ぶ）に対する事前承認を求める申請、および戦略的意義を有する事業体に対する外国の投資家または投資家グループの支配（以下、支配と呼ぶ）の確立の承認を求める申請を審査する；

b) 以下についての決定を下す：

取引に対する事前承認または支配の確立の承認。ここには、連邦法第12条に定める外国の投資家あるいは投資家グループの一員である法人または自然人等との、同人等が然るべき義務の履行を保障する旨の協定およびその協定の条件を変更する協定が存在している場合におけるものも含まれる；

取引に対する事前承認の拒否、または支配の確立の承認の拒否；

取引に対する事前承認を求める申請および支配の確立の承認を求める申請の審査期間の例外的延長；

c) 外国の投資家あるいは投資家グループの一員である法人または自然人等に課す義務の一覧を定める。

5. 委員会は、自らに課せられた課題を遂行するために以下の権限を有する：

a) 連邦行政機関および諸組織に、委員会の権限に属する問題に関して資料と情報を照会する；

b) 委員会の審議に付された諸問題を検討するために、連邦行政機関と諸組織の代表および専門家を所定の手順により委員会の業務に参加させる；

c) 委員会の会合において、委員会の権限に属する問題について連邦行政機関と諸組織の代表の意見を聞く；

d) 連邦行政機関と諸組織の代表からなる作業部会を設置する；

e) 委員会の決定事項の履行を監督する。

6. 委員会の構成員はロシア連邦政府の承認を受ける。

委員長は委員会の活動を統括し、委員会に課せられた課題の遂行に個人的な責任を負う。

7. 委員会会合を開催する決定は委員長、または委員長の指示により副委員長が下す。

委員会の会合は必要に応じ、取引の事前承認申請および支配確立承認申請の審査の所定の期限を考慮して招集する。

委員会会合での審議を必要とする問題の提起は、ロシア連邦における外国投資実施を監督する機能を遂行する権限を有する連邦行政機関が行う。

8. 委員会の会合は委員長または委員長の指示により副委員長が主宰する。委員は自らの権限を他者に委任することはできない。

委員会の会合は半数を超える委員が出席すれば成立する。委員が会合を欠席するときは、審議される問題について自らの意見を書面で述べなければならない。

9. 委員会の決定は会合に出席している委員の単純多数（書面で述べられた欠席委員の意見も含む）により採択され、委員会会合の議長を務めた者によって署名される議事録に記録される。

採択された決定に異議のある委員は、自らの意見を書面にすることができ、その書面は委員会会合議事録に添付される。

採決が賛否同数の場合、委員会会合の議長の決するところによる。

10. 委員会活動の情報分析支援は、ロシア連邦における外国投資実施を監督する機能を遂行する権限を有する連邦行政機関が行い、組織的・技術的支援はロシア連邦内閣官房が行う。